

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	6 - 関東 1 - 5
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月21日
【会社名】	株式会社 J E R A
【英訳名】	JERA Co., Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 奥田 久栄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-3272-4631 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務戦略統括部 財務戦略部長 中島 基貴
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-3272-4631 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務戦略統括部 財務戦略部長 中島 基貴
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第32回無担保社債(3年債) 10,000百万円 第33回無担保社債(7年債) 10,000百万円
	計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年11月1日
効力発生日	2024年11月10日
有効期限	2026年11月9日
発行登録番号	6 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6 - 関東 1 - 1	2024年11月22日	15,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 2	2025年 2 月20日	12,200百万円	-	-
6 - 関東 1 - 3	2025年 4 月17日	20,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 4	2025年 6 月 6 日	25,000百万円	-	-
実績合計額(円)		72,200百万円 (72,200百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 427,800百万円
(427,800百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社 J E R A 西日本支社

(愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債 (短期社債を除く。) (3年債)】

銘柄	株式会社 J E R A 第32回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額 (円)	金10,000百万円
各社債の金額 (円)	金 1 億円
発行価額の総額 (円)	金10,000百万円
発行価格 (円)	各社債の金額100円につき金100円
利率 (%)	年1.371%
利払日	毎年 5 月25日及び11月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年 5 月25日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 5 月25日及び11月25日におのおの日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。この計算の結果、利息に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記 ((注) 「9.元利金の支払」) 記載のとおり。</p>
償還期限	2028年11月24日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、2028年11月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記 ((注) 「4. 期限の利益喪失に関する特約」) に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記 ((注) 「9.元利金の支払」) 記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金 (円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	2025年11月21日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年11月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債（本社債と同時に発行する第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジション・リンク・ボンド）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。
財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 合併による担保提供制限の不適用</p> <p>当社が、合併又は会社法第2条第29号に定める吸収分割により担保権の設定されている吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の社債を承継する場合には、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することが出来る旨の特約をいう。ただし、当社は、社債権者集会の承認を得たうえ、本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。</p> <p>3. 担保権設定の手続</p> <p>当社が本欄第2項ただし書又は別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p> <p>4. 担保提供制限にかかる特約の解除</p> <p>当社が本欄第2項ただし書もしくは別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄により本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、以後別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄は適用しない。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからAA -（ダブルAマイナス）の信用格付を2025年11月21日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当って信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2025年11月21日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当り利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号又は別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。)によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)10を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)7第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称す

る。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告により通知する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当る本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、当社に対し社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定(その後の変更、修正を含む。)に基づき支払われる。

10. 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金17.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	1,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	株式会社J E R A 第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジション・リンク・ボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年1.924%
利払日	毎年5月25日及び11月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年5月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月25日及び11月25日におおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「9.元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2032年11月25日

償還の方法	<p>1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、2032年11月25日にその全額を償還する。 ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記(注)「4. 期限の利益喪失に関する特約」に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「9. 元利金の支払」に記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年11月21日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年11月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債(本社債と同時に発行する第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第2項で定義する担保付特約条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。

財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 合併による担保提供制限の不適用</p> <p>当社が、合併又は会社法第2条第29号に定める吸収分割により担保権の設定されている吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の社債を承継する場合には、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄は適用されない。</p> <p>2. 担保付社債への切換</p> <p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することが出来る旨の特約をいう。ただし、当社は、社債権者集会の承認を得たうえ、本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。</p> <p>3. 担保権設定の手続</p> <p>当社が本欄第2項ただし書又は別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p> <p>4. 担保提供制限にかかる特約の解除</p> <p>当社が本欄第2項ただし書もしくは別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄により本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、以後別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄は適用しない。</p>
----------------	---

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当社はR & IからAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2025年11月21日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2025年11月21日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当り利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号又は別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。)によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)10を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)7第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告により通知する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当る本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、当社に対し社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定(その後の変更、修正を含む。)に基づき支払われる。

10. 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件

みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,500	2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	55	19,945

(注) 上記金額は、第32回無担保社債及び第33回無担保社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,945百万円は、2026年3月末までに設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金及び短期社債償還資金に充当する予定である。なお、2025年3月末における1年以内返済予定の長期借入金は180,112百万円となっている。設備投資計画については、参照書類としての有価証券報告書(第10期)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のとおりである。また、現時点において、投融資の具体的な内容、金額、充当時期について決定したものはなく、設備資金、借入金返済資金、社債償還資金及び短期社債償還資金とともに支払期限の到来に応じて、順次充当していく予定である。実際に充当するまでは、預金等安全性の高い金融商品で運用する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社J E R A第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(トランジション・リンク・ボンド)に関する情報>

当社は、トランジション・リンク・ボンドの発行を含むサステナブル・ファイナンス実施のために以下の原則及びガイドライン等に則したサステナブル・ファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という。)を策定し、DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より原則及びガイドライン等との適合性に関するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

本フレームワークに基づいたサステナブル・ファイナンスの活用を通じ、当社はCO2ゼロエミッションの実現に向けた取り組みを推進していきます。

<適用した原則及びガイドライン>

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(国際資本市場協会(ICMA)、2023)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(金融庁、経済産業省、環境省、2021)
- ・グリーンボンド原則(ICMA、2021)
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則(ICMA、2023)
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン(環境省、2022)
- ・グリーンローン原則(LMA・APLMA・LSTA、2023)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(LMA・APLMA・LSTA、2023)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省、2022)

トランジション・ファイナンスの4要素と該当セクションの関係は以下の通りです。

<トランジション・ファイナンスの4要素>

トランジション・ファイナンスの4要素	該当セクション
1. 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス	1.2、1.3、1.4、1.5、1.6
2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ	1.2、1.3、1.4、1.5、1.6
3. 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略	1.2、1.5
4. 実施の透明性	1.2、1.3、1.4、1.5、1.6

1.1 当社の概要

1.1.1 当社の成り立ち

当社は、東京電力株式会社（当時）及び中部電力株式会社の燃料上流・調達から発電までのサプライチェーン全体に係る包括的アライアンスを実施する会社として、2015年4月30日に設立されました。日本発のグローバルエネルギー企業を目指し、設立以降、段階的に事業統合を進め、2019年4月1日、既存火力発電事業等の統合をもって、燃料上流・調達から発電、電力/ガスの卸販売に至る一連のバリューチェーンを確立し、国内火力発電量の半分以上を占める発電能力と、世界最大級の燃料取り扱い量を誇るエネルギー会社となりました。

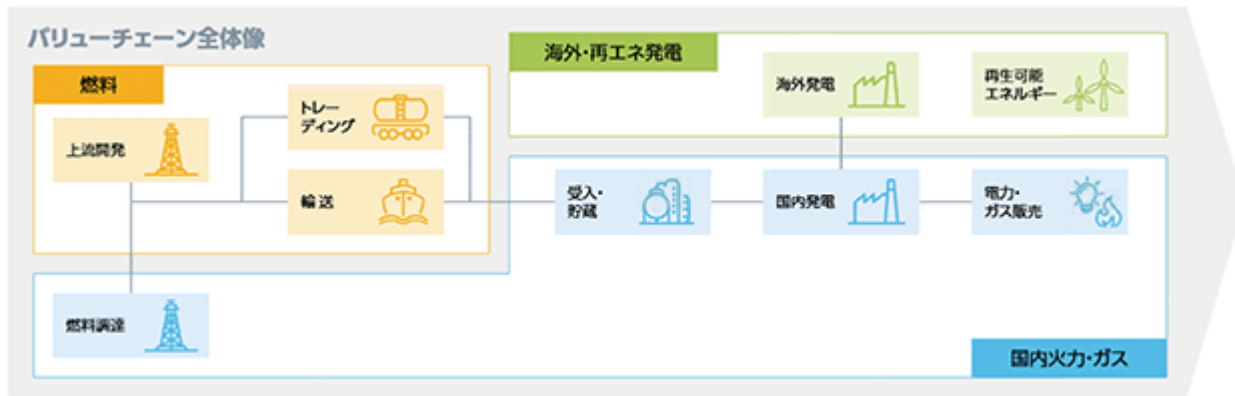


2015年4月の会社設立から4年で統合範囲を拡大、2019年4月にバリューチェーンの統合が完了

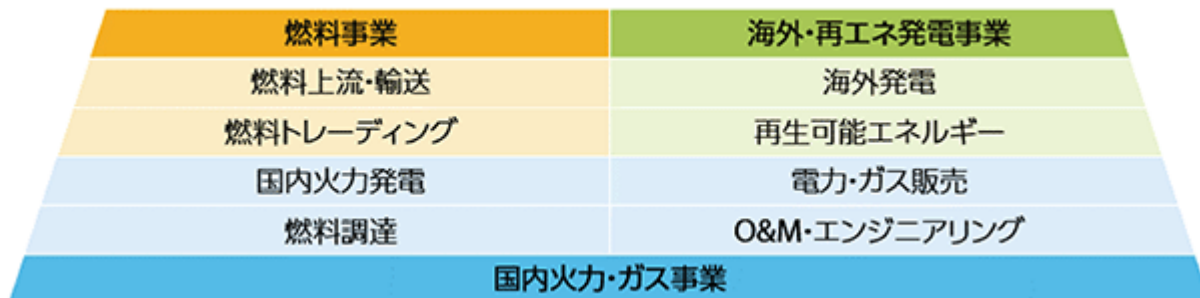
2015年4月	2015年10月	2016年7月	2017年6月	2018年5月	2019年4月
JERA設立	燃料輸送・ 燃料トレーディング 事業統合	燃料上流・調達、 海外発電・エネルギー インフラ事業統合	既存火力発電事業等 の統合に係る合併 契約書を締結	既存火力発電事業等 の統合に係る吸収 分割契約を締結	既存火力発電事業等 統合

1.1.2 当社のビジネスモデル

当社の報告セグメントは、「燃料事業」「海外・再エネ発電事業」および「国内火力・ガス事業」により構成されます。燃料事業は、火力発電用燃料となるLNGの生産、輸送と当社グループの資産（LNG上流事業、国内火力・ガス事業向け燃料調達契約等）を市場を使って最適化します。海外・再エネ発電事業は、日本国外での発電事業と国内外の再生可能エネルギー開発事業です。国内火力・ガス事業は、必要な燃料調達契約の保有、契約に基づく燃料の受入、O&M（Operation&Maintenance：運転・保守）とエンジニアリング（Engineering：開発・建設）機能を有して、国内向けのエネルギー安定供給を最大の責務としながら、クオリティの高いエネルギーサービスを提供します。



各セグメントの主な事業内容



1.1.3 当社のミッション・ビジョン

<ミッション>

Mission – Why do we exist?

世界のエネルギー問題に
最先端のソリューションを提供する

<ビジョン>

Vision

Describe JERA in 2035

再生可能エネルギーと低炭素火力を組み合わせた
グリーンエネルギー供給基盤を提供することにより、
アジアを中心とした世界の健全な成長と発展に貢献する

1.2 当社のトランジション戦略

1.2.1 JERAゼロエミッション2050

当社は、日本のみならず世界のエネルギー問題を解決していくグローバル企業として、地球温暖化対策を経営の最重要課題と考えています。化石燃料を使用した火力発電は、日本の電力需要の約8割を支える一方で、国内のCO2総排出量の約4割を占めており、脱炭素社会の実現には火力発電からのCO2排出量削減が欠かせません。

当社は、国内最大の発電事業者として、脱炭素社会の実現を積極的にリードしていく立場にあることから、これまでの取り組みを一層加速させるとともに、長期的に目指す姿を明確にすべく、「JERAゼロエミッション2050」を掲げております。

▶ **JERAは世界のエネルギー問題に最先端のソリューションを提供することをミッションとしています。**

▶ **当社は、持続可能な社会の実現に貢献するため、ミッションの完遂を通じて、2050年において国内外の事業のCO₂ゼロエミッションに挑戦します*。**

* JERAゼロエミッション2050は、脱炭素技術の着実な進展と経済合理性、政策との整合性を前提としています。当社は、自ら脱炭素技術の開発を進め、経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。

また、当社は「JERAゼロエミッション2050」の実現に向けて、次の3つのアプローチを取ります。

JERAゼロエミッション2050の3つのアプローチ

1

再生可能エネルギーとゼロエミッション火力の相互補完

ゼロエミッションは、再生可能エネルギーとゼロエミッション火力によって実現します。再生可能エネルギーの導入を、自然条件に左右されず発電可能な火力発電で支えます。火力発電についてはよりグリーンな燃料の導入を進め、発電時にCO₂を排出しないゼロエミッション火力を追求します。

2

国・地域に最適なロードマップの策定

ゼロエミッションは、国・地域に最適なソリューションとそれを示したロードマップの策定を通じて実現します。それぞれの国や地域は導入可能な再生可能エネルギーの種類、多国間送電網/パイプラインの有無等、異なる環境におかれているため、国・地域単位でステークホルダーとともに策定します。まずは日本国内事業のロードマップを策定し、他の国や地域にも順次展開をしていきます。

3

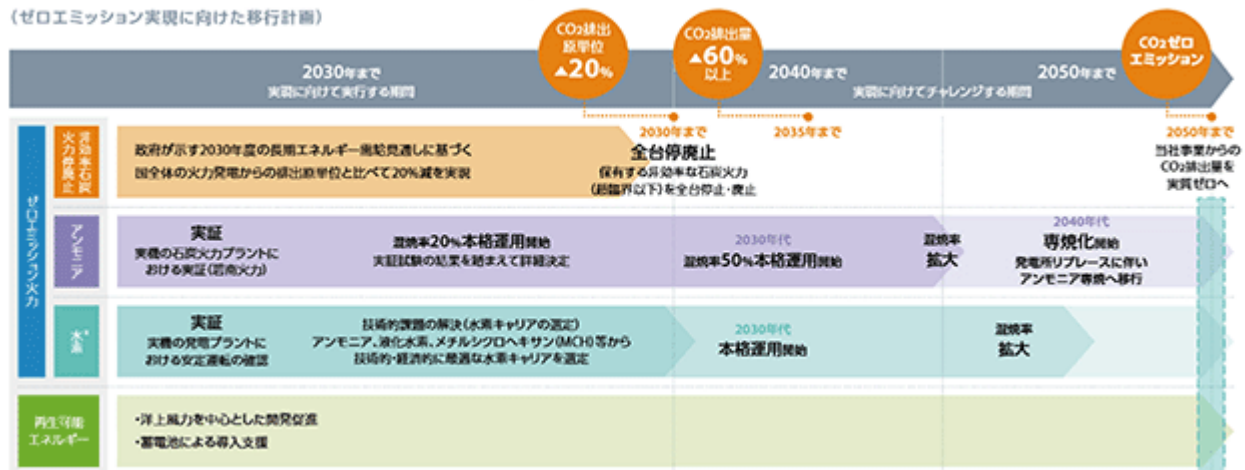
スマート・トランジションの採用

ゼロエミッションは、熟練の導入を決定する段階で、イノベーションにより利用可能となった技術の創出を組み合わせること(スマート・トランジション)で実現します。低い技術リスクで円滑にグリーン社会への移行を促します。

加えて、当社の国内外の事業において、2050年時点でのCO₂ゼロエミッションを目指し、まずは、国内事業におけるCO₂ゼロエミッションの道筋を示した「JERAゼロエミッション2050日本版ロードマップ」を策定しています。

JERAゼロエミッション2050 日本版ロードマップ

(ゼロエミッション実現に向けた移行計画)



*本ロードマップは、設備等の前提条件を踏まえて段階的に詳細化していきます。前提が大幅に変更される場合はロードマップの見直しを行います。
*CO₂フリー-LNGの利用も考慮しています。

2050年時点で実現できない発電所から排出されるCO₂はオフセット技術やCO₂フリー-LNG活用を計画

(2023年9月時点)

このロードマップでは、2030年までに当社の保有するすべての非効率な石炭火力発電所(超臨界以下)を廃止することや、石炭火力発電所やガス火力発電所におけるアンモニアや水素の脱炭素燃料としての利用と、その利用割合を徐々に引き上げていくこと、また洋上風力を中心とした開発促進や、蓄電池による導入支援を通じた再生可能エネルギーの拡大を柱としています。具体的な取り組みを進めるにあたっては、関連する環境および社会に関する負の外部効果についても考慮していきます。

ロードマップは、今後、政策等の前提条件を踏まえて段階的に詳細化(それぞれの柱におけるCO2削減への寄与度を含む)を図っていきます。また、2050年時点で専焼化できない発電所から排出されるCO2は、オフセット技術やCO2フリーLNG等を活用する予定であり、各技術の詳細については、今後開示を進めていく予定です。

1.2.2 JERA環境コミット

当社はCO2排出量の削減に積極的に取り組みます。国内事業においては、2030年度及び2035年度までに次の点を達成します。

< JERA環境コミット2030 >

JERAはCO₂排出量の削減に積極的に取り組みます。国内事業においては、2030年度までに次の点を達成します。

- 石炭火力については、非効率な発電所(超臨界以下)全台を廃止します。また、高効率な発電所(超々臨界)へのアンモニアの混焼実証を進めます。
- 洋上風力を中心とした再生可能エネルギー開発を促進します。また、LNG火力発電のさらなる高効率化にも努めます。
- 政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づく、国全体の火力発電からの排出原単位と比べて20%減を実現します。

< JERA環境コミット2035 >

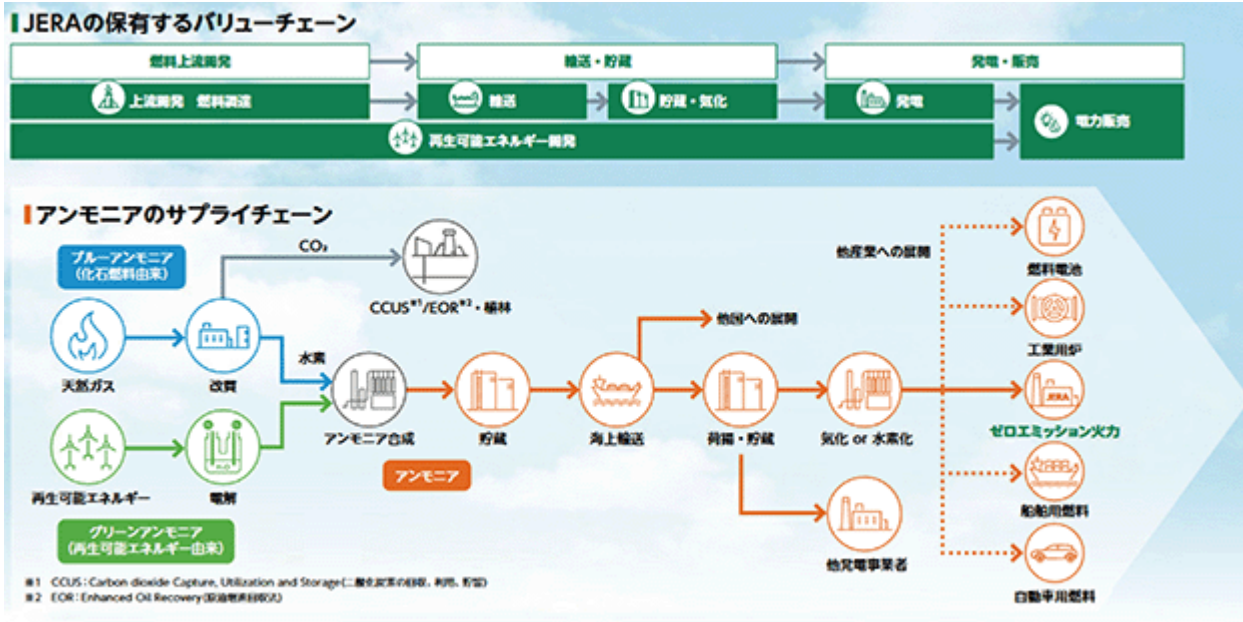
JERAは次の取り組みを通じて、2035年度までに、国内事業からのCO₂排出量について2013年度比で60%以上の削減を目指します。

- 国の2050年カーボンニュートラルの方針に基づいた再生可能エネルギー導入拡大を前提とし、国内の再生可能エネルギーの開発・導入に努めます。
- 水素・アンモニア混焼を進め、火力発電の排出原単位の低減に努めます。

JERA環境コミット2030・2035は、脱炭素技術の着実な進展と経済合理性ならびに政策との整合性およびその実現下における事業環境を前提としています。

1.2.3 グリーン燃料の製造・輸送と普及拡大に向けた取り組み

当社は、燃料の上流開発から、輸送・貯蔵、発電・販売までの一連のバリューチェーンに事業参画しています。この強みを活かして、グリーン燃料のサプライチェーン全体の構築に参画するとともに、電力用にとどまらず、多用途(輸送用燃料等)へのグリーン燃料の販売等を視野に入れた事業領域の拡大を検討していきます。



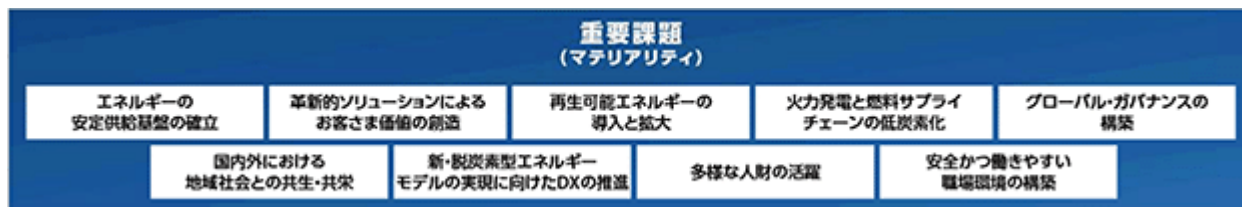
1.2.4 各種データの開示

当社の環境分野に関するデータは、当社ウェブサイトにて開示しています。

1.3 当社マテリアリティとガバナンス体制

1.3.1 マテリアリティ

当社は、2019年4月公表の事業計画で定めた目標に基づき、2020年に初めて重要課題としてマテリアリティを特定・公表しました。内外の環境変化に応じて継続的にマテリアリティの見直しを行っており、2022年度には、2022年5月公表の「2035年に向けた新たなビジョンと環境目標の策定について」に基づき、改めて9つのマテリアリティに絞り込みました。ミッション・ビジョン達成のため、マテリアリティを意識した経営を実行していきます。



取り組み KPI

	重要課題 (マテリアリティ)	主な取り組み	関連するSDGs
1	エネルギーの安定供給基盤の確立	安定的な需給運用 国内リプレース開発：7～9GW（5～7地点） グローバルスタンダードに沿ったセキュリティ対策、セキュリティ監視体制の最適化推進 JERA版BCP・BCMの推進拡張 計画的な教育・訓練による防災力向上 防災備蓄品整備による防災基盤の構築	1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 10. 人や国の不平等をなくそう

2	革新的ソリューションによるお客さま価値の創造	<p>持続可能な社会への変化に向けて先行者となり得る新たな技術の開発</p> <p>新たな技術と発電技術の組み合わせによるイノベーション推進</p> <p>国内外における知財の戦略的取得と新ビジネスへの活用</p> <p>当社事業との関連性を強みとするソリューション営業商材の開発・提供</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>13. 気候変動に具体的な対策を</p>
3	再生可能エネルギーの導入と拡大	<p>再生可能エネルギーの開発目標：5GW（2025年度）</p> <p>洋上風力キーノウハウの獲得</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>13. 気候変動に具体的な対策を</p>
4	火力発電と燃料サプライチェーンの低炭素化	<p>水素・アンモニアサプライチェーンの構築</p> <p>アンモニア利用：碧南火力発電所4号機20%実証試験（2023年度燃焼開始）、20%商用運転開始（2020年代後半）、50%商用運転開始（2030年代前半）</p> <p>水素利用：商用運転開始（2030年代）</p> <p>CCS（Carbon Capture and Storage）プロジェクトの知見獲得・事業機会の追求</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>13. 気候変動に具体的な対策を</p>
5	グローバル・ガバナンスの構築	<p>取締役会の実効性向上</p> <p>コンプライアンスカルチャーの浸透・実践、グループコンプライアンス体制の強化</p> <p>財務・非財務価値の統合開示の高度化</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p>
6	国内外における地域社会との共生・共栄	<p>社会貢献活動方針に基づく、環境との共生・次世代育成・地域社会の課題解決等の積極的な実施</p> <p>地域共生活動を通じたステークホルダーとの良好な関係構築</p> <p>国内外の危機事象に迅速かつ的確に対応するための体制強化</p> <p>海外拠点の二ーズを踏まえたグローバルCSR活動</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>17. パートナリシップで目標を達成しよう</p>

7	新・脱炭素型エネルギーモデルの実現に向けたDXの推進	R&D環境整備・テクノロジー先進企業との関係構築等によるAIや機械学習などのICT先端技術の獲得 データの最大活用にむけた基盤構築、定義、データ教育の推進 海外を含む発電所データのデジタル化推進 全社員に向けたデジタル教育推進	9. 産業と技術革新の基盤をつくる 12. つくる責任つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 17. パートナシップで目標を達成しよう
8	多様な人財の活躍	人財主要取り組みの社内外への発信 多様な優秀人財獲得に向けた仕組みの整備・拡充（新卒/キャリア採用の多様化、教育機関との連携強化等） 自立的キャリア形成の促進に向けた仕組み構築（職種別キャリアパス・スキル体系の整備、キャリア開発面談、社内公募制度拡大等） 魅力的な処遇基盤の構築（Job型人事制度導入、退職給付制度やシニア制度の見直し） ボーダレスな人財活用の実現（採用拠点によらないグローバルモビリティの実現等） 企業カルチャー醸成（D&I推進、健康経営等） 指導的立場の女性比率向上（役員：15%、管理職：8.5%（2025年度）） 従業員エンゲージメントの維持向上（2022年度社員満足度調査指数：68.8%）	3. すべての人に健康と福祉を 5. ジェンダー平等を実現しよう 8. 働きがいも経済成長も 10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に
9	安全かつ働きやすい職場環境の構築	トップの継続的なリーダーシップと、一人ひとりの安全意識向上 安全を強力に牽引するマネジメントシステム構築 環境の変化に対応した実効性ある安全活動 死亡者数：0人 海外有事対応計画の整備 健康経営優良法人の継続取得 ワークライフバランスの推進（時間外労働時間の減少、休暇取得の促進）	3. すべての人に健康と福祉を 8. 働きがいも経済成長も

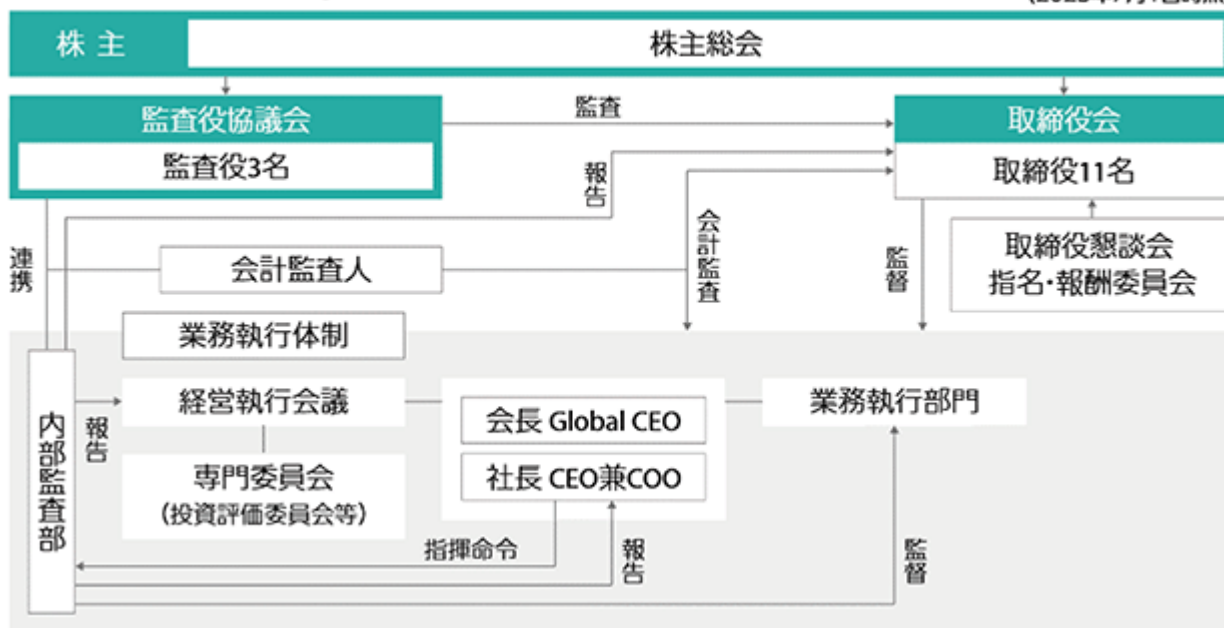
1.3.2 ガバナンス体制

当社は、多様な領域でグローバルに事業を展開していくため、事業に精通した当社出身の取締役及び豊富な知識・経験を有する社外取締役から構成される取締役会が、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。また、独任制の機関である監査役が取締役の職務の執行状況等の監査を実施する監査役設置会社の体制を採用しています。なお、各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うため、監査役協議会を設置しています。

また、経営の重要な意思決定及び監督と、業務執行とを分離し、的確かつ迅速な意思決定と効率的な業務執行を実現するため、執行役員が取締役会における意思決定に基づき業務執行を担う執行役員制度を採用しています。

コーポレートガバナンス体制図

(2023年7月1日時点)



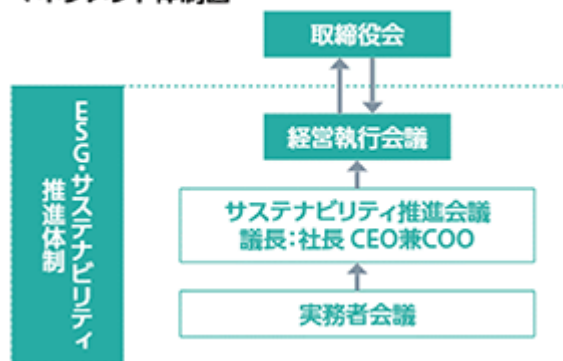
1.3.3 ESG・サステナビリティマネジメント

当社のESG・サステナビリティ推進体制は、取締役会の監督の下、経営執行会議と社長CEO兼COOが議長を務める「サステナビリティ推進会議」が一体となって、ESG・サステナビリティやSDGsに関わる社内外の課題につき検討を行っています。これにより、経営判断の迅速性や実効性を高めていきます。

また、サステナビリティ推進会議の下で、領域別に活動してきた4部会（環境部会、社会・人権部会、ガバナンス部会、広報・IR部会）を、「実務者会議」として集約しました。新設したESG・サステナビリティ専任部署が「実務者会議」の中心となり、より全社的・部門横断的な視点でESG・サステナビリティの推進に取り組んでまいります。

ESG・サステナビリティ
マネジメント体制図

(2023年8月31日時点)



1.4 財務戦略（2022年5月公表「2025年度に向けた財務戦略と新たな経営目標について」）

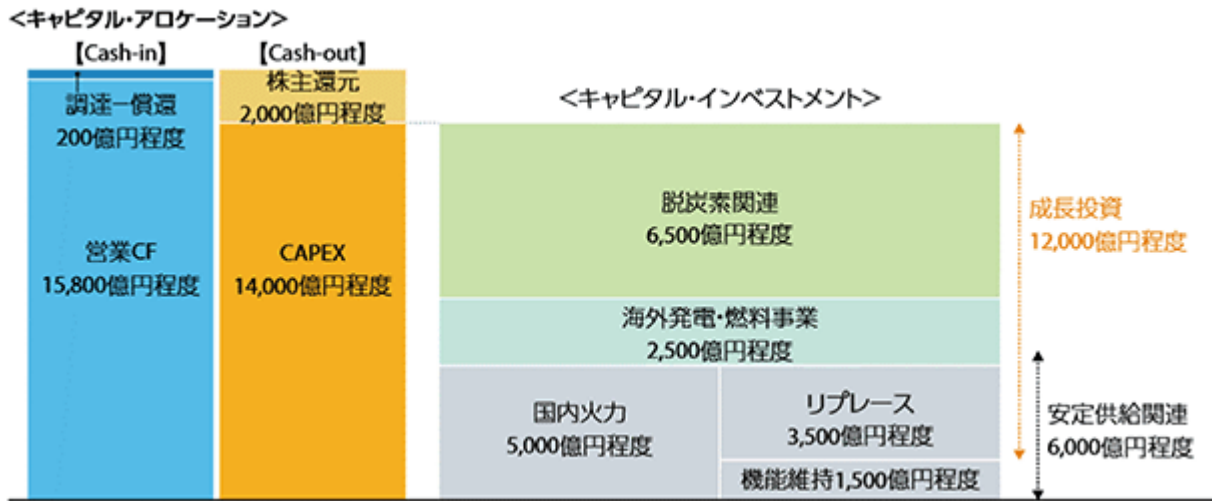
1.4.1 キャピタル・アロケーション

当社の目指す持続的な成長の方向性を示す資金配分として、営業キャッシュ・フローを中心とした1兆6,000億円程度のキャッシュ・フローを、1兆4,000億円程度のCAPEXに積極的に配分します。

キャピタル・インベストメントは、「CAPEXの内訳」を示すものです。

2022年度から2025年度までに1兆2,000億円程度を成長分野へ配分します。そのうち、およそ半分程度の6,500億円を再生可能エネルギー及び水素・アンモニア等の脱炭素関連分野に配分し、成長と同時に脱炭素に向けた取り組みを積極的に推進します。

また、成長分野と一部重複しますが、国内電力の安定供給に関わる分野にも6,000億円程度の資金配分を予定しており、国内最大の発電会社としての責任を果たすべく積極的に取り組んでまいります。



1.5 外部イニシアティブへの参加

国連グローバルコンパクトへの参画

当社は2023年7月、ESG・サステナビリティ経営のさらなる推進のため、国連グローバルコンパクトの趣旨に賛同し、同ネットワークに参画しました。同ネットワークへ参加することで、ESG経営の更なる高度化を追求し、サステナブルな社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

TCFD提言への対応

当社は、日本のみならず世界のエネルギー問題を解決していくグローバル企業として、気候変動対策を経営の最重要課題と考え、マテリアリティに特定しています。

今回、気候変動のリスク及び機会を適切に評価し、持続的に企業価値を高めていくことを目的として、気候変動に関する当社の体制及び当社の事業全般、並びに「JERAゼロエミッション2050」に掲げる「3つのアプローチ」に代表される取り組みについて、TCFD提言に沿った4つの要素（ガバナンス・リスク管理・戦略・指標と目標）に整理しました。また、これに合わせて、当社は2021年9月にTCFD提言へ賛同するとともに、TCFDコンソーシアムへ加入しています。

GXリーグへの参画

GX（グリーントランスフォーメーション）とは、温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた経済社会システム全体の变革を指します。

当社は、「世界のエネルギー問題に最先端のソリューションを提供する」というミッションの下、「JERAゼロエミッション2050」を掲げ、2050年時点で国内外の当社事業から排出されるCO2の実質ゼロに挑戦しています。この取り組みと「GXリーグ」の趣旨が整合しているものと考え、2022年の「GXリーグ基本構想」への賛同から引き続き、「GXリーグ」に正式に参画しています。

当社は、自ら主体的に脱炭素技術の開発に取り組むとともに、関係機関・団体やステークホルダーとも協力しながら、様々な課題解決に取り組むことで、今後もエネルギー業界における脱炭素を牽引していきます。

1.6 サステナブル・ファイナンスによる資金調達の意義

1.6.1 資金調達の意義

当社のトランジション戦略は、日本政府の2050年カーボンニュートラル宣言、エネルギー基本計画、IPCC1.5 報告書、並びに経済産業省「電力分野のトランジション・ロードマップ」に合致し、パリ協定に寄与するものと考えています。サステナブル・ファイナンスにより調達した資金等を用いて、JERAゼロエミッション2050及び環境コミット2030・2035の実現に向け、各種グリーン/トランジションプロジェクトを遂行します。サステナブル・ファイナンスによる資金調達は、ステークホルダーの皆様に対して、改めて当社の取り組みを発信する契機となるとともに、わが国のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を後押しするものとも考えています。なお、当社の長期的な戦略については政策等の前提条件の変更を踏まえて見直しを行う予定です。

資金使途を特定しない場合：サステナビリティ・リンク・ボンド/ローン原則等との整合性

2.1 KPIの選定

JERAゼロエミッション2050及び環境コミット2030・2035の実現に向け、本フレームワークに基づき実行される資金使途不特定型サステナブル・ファイナンスについては、以下のKPIを使用します。

KPI
当社グループの国内発電事業におけるスコープ1のCO2排出原単位 (以下「当社グループ国内排出原単位」)

<KPIの定義>

当該年度における当社グループ(*1)の国内発電事業からのCO2排出原単位(スコープ1)(*2)

*1 当社グループ会社及び共同火力事業における当社出資比率相当分

*2 送電端電力量ベースでの算出

2.2 SPTの設定

本フレームワークに基づき実行される資金使途不特定型サステナブル・ファイナンスについては、以下のSPTを使用します。当社は、「JERAゼロエミッション2050日本版ロードマップ」及び「環境コミット2030」において、「政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づく国全体の火力発電からの排出原単位と比べて20%減を実現」を2030年度目標として掲げており、最新の長期エネルギー需給見通し等を用いて算出した20%減実現後の値である0.477kg-CO2/kWh(*3)以下とすることをSPTとしています。

これは、国内の火力発電事業の中核を担う当社として、国全体の火力発電所からのCO2削減に貢献するという観点で野心性があるSPTと判断しています。

なお、当社の排出原単位削減に貢献する各取り組みは中長期に亘るものであり、必ずしも一定のスピードで進捗するものではないことから、SPTを中長期に設定・評価することが適していると考え、年次のSPT設定は行いません。ただしファイナンス毎に、ファイナンス期間を勘案したマイルストーンSPTを別途定めることがあります。

SPT
2030年度における当社グループ国内排出原単位を0.477kg-CO2/kWh以下とすること

*3 2021年10月に日本政府より公表された「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」上の電力由来エネルギー起源CO2排出量、総発電電力量、及び火力発電の電源構成割合等を元に、国全体の火力発電からの排出原単位の推定値を計算した上で、当該値から更に20%減実現後の値である0.477kg-CO2/kWh以下をSPTとして設定

2.3 債券およびローンの特性

本フレームワークに基づき実行される資金使途不特定型サステナブル・ファイナンスは、SPTの達成状況に応じて財務的・構造的特性が変化する予定です。ファイナンス実行の都度、条件を含む詳細は債券の開示書類もしくはローンの契約書類等にて開示する予定です。

ただし、資金使途不特定型サステナブル・ファイナンス実行時点で予見し得ない状況により、KPIの測定方法・対象範囲、SPTの設定、及び前提条件に重要な影響を与える可能性のある想定外の事象(規制等の制度面の大幅な変更、または異常事象の発生等)が発生した場合には、変更内容の説明について債券の開示書類もしくはローンの契約書類等にて開示する予定です。

また、SPTの設定等に重大な変更があった場合、当社はこれら変更内容を踏まえた従来評価基準と同等以上の野心度合いのSPTを設定すること等について関係者と協議し、必要に応じて第三者評価機関よりセカンド・パーティー・オピニオンを取得する予定です。

2.4 レポーティング

当社は、KPIに対するSPTの進捗状況等について、年次でウェブサイト上に公表することを予定しています。

2.5 検証

当社は、KPIに対するSPTの進捗状況等について、資金使途不特定型サステナブル・ファイナンス実行後、最終判定日

まで、少なくとも年1回、外部機関等からの検証を受け、検証結果は当社ウェブサイト上に公表する予定です。当該開示方法は、ファイナンス実行の都度、債券の開示書類もしくはローンの契約書類等にて開示する予定です。

なお、本社債については、本フレームワークに定める以下の要件を適用します。

KPI	当社グループの国内発電事業におけるスコープ1のCO2排出原単位
SPT	2030年度における当社グループ国内排出原単位を0.477kg-CO2/kWh以下とすること (判定日：2031年12月末)
債券の特性	SPTが未達成の場合、トランジション・リンク・ボンドの償還までに、トランジション・リンク・ボンド発行額の0.10%相当額を、環境保全活動を目的とする公益社団法人、公益財団法人、国際機関、自治体認定NPO法人、地方自治体やそれに準じた組織へ寄付します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第11期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年11月21日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月5日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年11月21日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月8日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年11月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2025年11月21日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社J E R A 本店

（東京都中央区日本橋二丁目5番1号）

株式会社J E R A 西日本支社

（愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。